

平成23年第3回定例会
予算決算常任委員会
防災農水商工分科会説明資料

◎議案補充説明

議案第24号「平成23年度三重県一般会計補正予算（第8号）」
（防災危機管理部関係）について 1

平成23年10月24日

防災危機管理部

「平成23年度三重県一般会計補正予算（第8号）」
（防災危機管理部関係）について

1 補正予算額

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	補正後の予算額
総 務 費	4,967,123	353,799	5,320,922

2 主な補正内容

○ 防災行政無線維持管理費

8,381千円（77,509千円 → 85,890千円）

（理由） 台風12号により崩落が発生した野登中継所専用道路の復旧工事に伴う経費等。

○ 三重県被災者生活再建支援事業費補助金

340,850千円（一千円 → 340,850千円）

（理由） 台風12号における住宅被災者の生活再建を支援するため、市町が実施する事業の経費の一部を補助する。

三重県被災者生活再建支援制度の概要

1 目的

平成 23 年 9 月 2 日からの台風 12 号に伴う大雨等により、県内に甚大な被害が発生し、一部の市町においては、被災者生活再建支援法(以下「法」という。)が適用された。しかしながら、法が全市町に適用されていないこと、また法が適用されない半壊、床上浸水などの被害が多数発生していることから、市町が実施する被災者の生活再建支援に要する経費の一部を県が補助し、被災者の生活安定に資することを目的とする。

2 支援対象となる市町及び支給内容

○支援対象市町

住宅被害【全壊、解体(半壊・敷地被害)、大規模半壊、半壊、床上浸水】が生じた市町

○支給対象

全壊、解体(半壊・敷地被害)、大規模半壊、半壊、床上浸水

※下線については、県独自制度。

※法が適用された市町については、半壊、床上浸水のみを支給対象とする。

3 事業実施主体

市町

4 支援対象となる世帯

平成 23 年 9 月 2 日からの台風 12 号に伴う大雨等により被災した以下の世帯を対象とする。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ④ 住宅が半壊した世帯
- ⑤ 住宅が床上浸水した世帯

5 支援金の支給額

次に定める区分ごとの補助限度額の範囲内とする。

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------------------------|
| (1)全壊・解体(半壊・敷地被害) | 最大 300 万円 | (基礎支援金 100 万円、加算支援金 200 万円) |
| (2)大規模半壊 | 最大 250 万円 | (基礎支援金 50 万円、加算支援金 200 万円) |
| (3)半壊 | 35 万円 | (基礎支援金 35 万円) |
| (3)床上浸水 | 25 万円 | (基礎支援金 25 万円) |

※基礎支援金とは、住宅の被害程度に応じて支給する支援金である。

※加算支援金とは、住宅の再建方法に応じて支給する支援金である。

※単身世帯は上記金額の3/4とする。

6 支援対象期間

基礎支援金:災害発生日(平成 23 年 9 月 2 日)から起算して 13 ヶ月間とする。

加算支援金:災害発生日(平成 23 年 9 月 2 日)から起算して 37 ヶ月間とする。

7 負担割合

県:1/2、市町:1/2

ただし、法適用市町のうち、財政力指数が0.5以下の市町については、県:2/3、市町:1/3

現行法制度と三重県被災者生活再建支援制度(案)との比較一覧表

	国	三重県
名称	被災者生活再建支援制度	三重県被災者生活再建支援制度
対象要件	①災害救助法施行令第1条第1項1号又は2号に該当する被害が発生した市町村(熊野市) ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(紀宝町) ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満) ⑤①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満) ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満)	住宅被害【全壊、解体(半壊・敷地被害)、大規模半壊、半壊、床上浸水】が生じた全ての市町
支給要件	年齢・年収要件なし	年齢・年収要件なし
負担割合	国1/2 基金1/2	県1/2 市町1/2 但し、法適用市町のうち、財政力指数が0.5以下の市町については、県2/3 市町1/3

経費対象	基礎支援金	基礎支援金
全壊	100万円(75万円)	100万円(75万円)
解体		
長期避難		
大規模半壊	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
半壊	—	35万円(26.25万円)
床上浸水	—	25万円(18.75万円)

経費対象	加算支援金	加算支援金
建設・購入	200万円(150万円)	200万円(150万円)
補修	100万円(75万円)	100万円(75万円)
賃借	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)

	最大支給額	最大支給額	
		法適用市町	法適用外市町
全壊	300万円(225万円)	—	300万円(225万円)
解体			
長期避難			
大規模半壊	250万円(187.5万円)		250万円(187.5万円)
半壊	—		35万円(26.25万円)
床上浸水	—		25万円(18.75万円)

※()内の金額は、単身世帯の支給限度額(複数世帯の3/4)